

関係法令等

	頁
◆ 社会保険医療協議会法 . . . . .	1 ~
◆ 社会保険医療協議会令 . . . . .	4 ~
◆ 東海北陸地方社会保険医療協議会議事規則 . . . . .	6 ~



## ○社会保険医療協議会法

昭和二十五年三月三十一日 法律第四十七号（最終改正：平成一九年七月六日）

### （設置）

第一条 厚生労働省に、中央社会保険医療協議会(以下「中央協議会」という。)を置く。

2 各地方厚生局（地方厚生支局を含む。）に、地方社会保険医療協議会(以下「地方協議会」という。)を置く。

### （所掌事務）

第二条 中央協議会は、次に掲げる事項について、厚生労働大臣の諮問に応じて審議し、及び文書をもつて答申するほか、自ら厚生労働大臣に、文書をもつて建議することができる。

一 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第七十六条第二項の規定による定め、同法第八十五条第二項の規定による基準、同法第八十五条の二第二項の規定による基準、同法第八十六条第二項第一号の規定による定め及び船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第二十八条ノ四第二項の規定による定めに関する事項

二 健康保険法第八十八条第四項の規定による定めに関する事項

三 健康保険法第六十三条第二項第三号及び第四号の規定による定め(同項第三号に規定する高度の医療技術に係るものを除く。)、同法第七十条第一項及び第七十二条第一項の規定による厚生労働省令、同法第九十二条第二項の規定による基準(指定訪問看護の取扱いに関する部分に限る。)、船員保険法第二十八条ノ二第二項の規定による厚生労働省令、同法第二十九条ノ四第十項の規定による厚生労働省令、国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第四十条第二項の規定による厚生労働省令並びに同法第五十四条の二第十項の規定による厚生労働省令に関する事項

2 地方協議会は、保険医療機関及び保険薬局の指定及び指定の取消し並びに保険医及び保険薬剤師の登録の取消しについて、厚生労働大臣の諮問に応じて審議し、及び文書をもつて答申するほか、自ら厚生労働大臣に、文書をもつて建議することができる。

### （組織）

第三条 中央協議会又は地方協議会は、それぞれ、次に掲げる委員二十人をもつて組織する。

一 健康保険、船員保険及び国民健康保険の保険者並びに被保険者、事業主及び船舶所有者を代表する委員 七人

二 医師、歯科医師及び薬剤師を代表する委員 七人

三 公益を代表する委員 六人

- 2 厚生労働大臣は、地方協議会において特別の事項を審議するため必要があると認めるときは、前項各号の規定による委員の構成について適正を確保するように配慮しつつ、臨時委員を置くことができる。
- 3 厚生労働大臣は、それぞれ中央協議会又は地方協議会において専門の事項を審議するため必要があると認めるときは、その都度、各十人以内の専門委員を置くことができる。
- 4 委員、臨時委員及び専門委員は、厚生労働大臣が任命する。
- 5 厚生労働大臣は、第一項第一号に掲げる委員の任命に当たっては医療に要する費用を支払う者の立場を適切に代表し得ると認められる者の意見に、同項第二号に掲げる委員の任命に当たっては地域医療の担い手の立場を適切に代表し得ると認められる者の意見に、それぞれ配慮するものとする。
- 6 中央協議会の公益を代表する委員の任命については、両議院の同意を得なければならない。
- 7 前項の場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、厚生労働大臣は、同項の規定にかかわらず、同項に規定する委員を任命することができる。
- 8 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の承認を得なければならない。この場合において、両議院の承認を得られないときは、厚生労働大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。
- 9 厚生労働大臣は、第六項に規定する委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は同項に規定する委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。
- 10 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

第四条 委員の任期は、二年とし、一年ごとに、その半数を任命する。

- 2 委員に欠員を生じたとき新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員は、当該専門の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

第五条 中央協議会及び地方協議会に、それぞれ、公益を代表する委員のうちから委員の選挙した会長一人を置く。

- 2 会長は、会務を総理し、それぞれ、中央協議会又は地方協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、第一項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

(会議)

第六条 中央協議会及び地方協議会は、正当な理由がある場合を除いては、六月に一回以上開かなければならない。

第七条 中央協議会及び地方協議会は、それぞれ、会長が招集する。

2 会長は、厚生労働大臣の諮問があつたとき、又は委員の半数以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、その諮問又は請求の日から、二週間以内に、それぞれ、中央協議会又は地方協議会を招集しなければならない。

第八条 中央協議会の公益を代表する委員は、会議の日程及び議題その他の中央協議会の運営に関する事項について協議を行い、中央協議会の第三条第一項第一号及び第二号に掲げる委員は、その協議の結果を尊重するものとする。

2 中央協議会が、第二条第一項第一号又は第二号に掲げる事項に係る答申又は建議を行う場合には、あらかじめ中央協議会の公益を代表する委員が当該事項の実施の状況について検証を行い、その結果を公表するものとする。

(雑則)

第九条 この法律に定めるもののほか、議事の手続その他中央協議会又は地方協議会の運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (略)

## ○社会保険医療協議会令

平成十八年十二月六日 政令第三百七十三号（最終改正：平成二十年九月二十四日）

（部会）

第一条 中央社会保険医療協議会(以下「中央協議会」という。)及び地方社会保険医療協議会(以下「地方協議会」という。)は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 中央協議会の部会に属すべき委員及び専門委員は、中央協議会の承認を経て、会長が指名する。
- 3 地方協議会の部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、地方協議会の承認を経て、会長が指名する。
- 4 第二項の委員のうち、社会保険医療協議会法(以下この項及び次条第一項において「法」という。)第三条第一項第一号に掲げるもの（次項及び次条第二項において「支払側委員」という。）及び法第三条第一項第二号に掲げるもの（次項及び次条第二項において「診療側委員」という。）は、各同数とする。
- 5 第三項の委員及び臨時委員については、支払側委員の数と支払側臨時委員（臨時委員のうち健康保険、船員保険及び国民健康保険の保険者並びに被保険者、事業主及び船舶所有者を代表するものをいう。次条第二項において同じ。）の数の合計数及び診療側委員の数と診療側臨時委員（臨時委員のうち医師、歯科医師及び薬剤師を代表するものをいう。同条第二項において同じ。）の数の合計数は、同数とする。
- 6 中央協議会の部会に部会長を置き、当該部会に属する公益を代表する委員（次項、第九項及び次条第二項において「公益委員」という。）のうちから、当該部会に属する委員が選挙する。
- 7 地方協議会の部会に部会長を置き、当該部会に属する公益委員及び公益臨時委員（臨時委員のうち公益を代表するものをいう。第九項及び次条第二項において同じ。）のうちから、当該部会に属する委員及び臨時委員が選挙する。
- 8 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 9 部会長に事故があるときは、当該部会に属する公益委員又は公益臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 10 地方協議会は、その定めるところにより、部会（その部会長が委員であるものに限る。）の議決をもって地方協議会の議決とすることができる。

（議事）

第二条 中央協議会は、委員の半数以上で、かつ、法第三条第一項各号に掲げる委員の各三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 地方協議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上で、かつ、支払側関係委員（支払側委員及び議事に関係のある支払側臨時委員をいう。）、診療側関係委員（診療側委員及び議事に関係のある診療側臨時委員をいう。）及び公益関係委員（公益委員及び議事に関係のある公益臨時委員をいう。）の各三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 中央協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 地方協議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 第一項及び第三項の規定は、中央協議会の部会の議事に準用する。
- 6 第二項及び第四項の規定は、地方協議会の部会の議事に準用する。

（資料の提出等の協力）

第三条 中央協議会又は地方協議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第四条 中央協議会の庶務は、厚生労働省保険局医療課において処理する。

- 2 地方協議会の庶務は、当該地方協議会が置かれる地方厚生局（地方厚生支局を含む。）において処理する。

（雑則）

第五条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他中央協議会又は地方協議会の運営に関し必要な事項は、それぞれ、会長が中央協議会又は地方協議会に諮って定める。

附 則 （略）

## 東海北陸地方社会保険医療協議会議事規則

制定 平成20年10月17日

### (協議会の招集)

第1条 会長は、社会保険医療協議会法（昭和25年法律第47号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する事項について、同法第7条第2項に定める場合のほか、東海北陸厚生局長の求めがあったとき又は会長が必要と認めたときは、その日から2週間以内に、東海北陸地方社会保険医療協議会（以下「協議会」という。）を招集するものとする。

2 会長は、協議会を招集しようとするときは、あらかじめ期日、場所及び議案を委員及び議事に関係のある臨時委員に通知しなければならない。

### (議事の公開)

第2条 協議会の議事は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

### (代理者による意見の開陳)

第3条 法第3条第1項第1号の委員（以下「支払側委員」という。）及び健康保険、船員保険及び国民健康保険の保険者並びに被保険者、事業主及び船舶所有者を代表する臨時委員（以下「支払側臨時委員」という。）並びに同項2号の委員（以下「診療側委員」という。）及び医師、歯科医師及び薬剤師を代表する臨時委員（以下「診療側臨時委員」という。）がやむを得ない理由により出席できない場合は、会長の承認を得て、代理者に意見を述べさせることができる。

### (発言)

第4条 委員及び臨時委員が発言しようとするときは、会長の承認を得なければならない。

- 2 関係行政庁の職員は、会長の承認があった場合は、会議に出席して発言することができる。

(採決)

第5条 会長が採決しようとするときは、その議題及び採決する旨を宣ししなければならない。

- 2 採決の結果は、会長が宣ししなければならない。
- 3 議決事項について少数意見があり、かつ、4人以上の委員及び臨時委員の要求があるときは、その少数意見を答申又は建議に付記するものとする。
- 4 委員及び臨時委員は、やむを得ない理由により、議決前に退席しようとする場合において、当該議題について賛否を明らかにした書面を会長に提出し、会長が会議に諮ってこれを受理したときは、当該議題の議決に加わることができる。

(議事要旨)

第6条 協議会における議事は、次の事項を含め、議事要旨に記載するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
  - 二 出席した委員、臨時委員及び専門委員の氏名
  - 三 議事となった事項
- 2 議事要旨は公開とするものとする。

(部会)

第7条 協議会は、社会保険医療協議会令(平成18年政令第373号)

第1条第1項の規定に基づき、保険医療機関又は保険薬局の指定(次の各号に掲げる事項を除く。)について審議するために必要があるときは、その議決により、県ごとに部会を置くことができる。

- 一 保険医療機関又は保険薬局の指定の取消しを受けた病院若しくは診療所又は薬局が当該取消し後に受けようとする指定
- 二 健康保険法(大正11年法律70号)第65条第3項の各号に掲げる場合の指定の拒否
- 三 健康保険法第65条第4項の規定に基づく申請に係る病床の全部又は一部を除いて行われる指定
- 四 健康保険法第66条第1項の規定に基づく申請により行われる指定の変更

第 8 条 部会は、次に掲げる委員及び臨時委員 8 人をもって組織する。

- 一 支払側委員及び支払側臨時委員 3 人
- 二 診療側委員及び診療側臨時委員 3 人
- 三 公益を代表する委員及び臨時委員 2 人

2 部会に属する委員のうち、支払側委員及び診療側委員は各同数とする。

3 部会に属する臨時委員のうち、支払側臨時委員及び診療側臨時委員は各同数とする。

第 9 条 協議会は、部会（その部会長が委員である場合）の議決をもって協議会の議決とする。ただし、審議事項について反対意見があった場合は、この限りではない。

2 協議会は、部会（その部会長が臨時委員である場合）の議決に関し、会長の決するところにより協議会の議決とする。ただし、審議事項について反対意見があった場合は、この限りではない。

第 10 条 第 1 条から第 6 条までの規定は部会について準用する。

附 則

この規則は、平成 20 年 10 月 17 日から施行する。